

新（平成29年10月20日農林水産省告示第1577号）	旧																
<p>（規格）</p> <p>第3条 りんごストレートピュアジュースの規格は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="107 376 1095 512"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（削る。）</td> <td>（削る。）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	（略）		（削る。）	（削る。）	（略）		<p>（規格）</p> <p>第3条 りんごストレートピュアジュースの規格は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 376 2134 512"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異 物</td> <td><u>混入していないこと。</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	（略）		異 物	<u>混入していないこと。</u>	（略）	
区 分	基 準																
（略）																	
（削る。）	（削る。）																
（略）																	
区 分	基 準																
（略）																	
異 物	<u>混入していないこと。</u>																
（略）																	
<p>（測定方法）</p> <p>第6条 第3条の規格における糖用屈折計示度及び酸度の測定方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="107 608 1095 1074"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>測 定 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酸 度</td> <td> 1～3 （略） 4 計算 リンゴ酸換算値とし、次の算式によって算出した百分比を酸度とする。 式 （略） $T \cdot B$ （略） $F : 0.05\text{mol} / 1$ 水酸化ナトリウム溶液の<u>ファクター</u> $W \cdot 0.00335$ （略） 注1：試験に用いる水は、<u>日本工業規格K 0557（1998）に規定するA 2又は同等以上のものとする。</u> 注2：試験に用いる試薬は、日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	測 定 方 法	（略）		酸 度	1～3 （略） 4 計算 リンゴ酸換算値とし、次の算式によって算出した百分比を酸度とする。 式 （略） $T \cdot B$ （略） $F : 0.05\text{mol} / 1$ 水酸化ナトリウム溶液の <u>ファクター</u> $W \cdot 0.00335$ （略） 注1：試験に用いる水は、 <u>日本工業規格K 0557（1998）に規定するA 2又は同等以上のものとする。</u> 注2：試験に用いる試薬は、日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。	<p>（測定方法）</p> <p>第6条 第3条の規格における糖用屈折計示度及び酸度の測定方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 608 2134 1074"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>測 定 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酸 度</td> <td> 1～3 （略） 4 計算 リンゴ酸換算値とし、次の算式によって算出した百分比を酸度とする。 式 （略） $T \cdot B$ （略） $F : 0.05\text{mol} / 1$ 水酸化ナトリウム溶液の<u>力価</u> $W \cdot 0.00335$ （略） 注1：試験に用いる水は、<u>蒸留法若しくはイオン交換法によって精製した水又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法等を組み合わせた方法によって精製した水とする。</u> 注2：試験に用いる試薬、<u>試液及び容量分析用標準物質は、日本工業規格の特級、容量分析用標準物質等の規格に適合するものとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	測 定 方 法	（略）		酸 度	1～3 （略） 4 計算 リンゴ酸換算値とし、次の算式によって算出した百分比を酸度とする。 式 （略） $T \cdot B$ （略） $F : 0.05\text{mol} / 1$ 水酸化ナトリウム溶液の <u>力価</u> $W \cdot 0.00335$ （略） 注1：試験に用いる水は、 <u>蒸留法若しくはイオン交換法によって精製した水又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法等を組み合わせた方法によって精製した水とする。</u> 注2：試験に用いる試薬、 <u>試液及び容量分析用標準物質は、日本工業規格の特級、容量分析用標準物質等の規格に適合するものとする。</u>				
事 項	測 定 方 法																
（略）																	
酸 度	1～3 （略） 4 計算 リンゴ酸換算値とし、次の算式によって算出した百分比を酸度とする。 式 （略） $T \cdot B$ （略） $F : 0.05\text{mol} / 1$ 水酸化ナトリウム溶液の <u>ファクター</u> $W \cdot 0.00335$ （略） 注1：試験に用いる水は、 <u>日本工業規格K 0557（1998）に規定するA 2又は同等以上のものとする。</u> 注2：試験に用いる試薬は、日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。																
事 項	測 定 方 法																
（略）																	
酸 度	1～3 （略） 4 計算 リンゴ酸換算値とし、次の算式によって算出した百分比を酸度とする。 式 （略） $T \cdot B$ （略） $F : 0.05\text{mol} / 1$ 水酸化ナトリウム溶液の <u>力価</u> $W \cdot 0.00335$ （略） 注1：試験に用いる水は、 <u>蒸留法若しくはイオン交換法によって精製した水又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法等を組み合わせた方法によって精製した水とする。</u> 注2：試験に用いる試薬、 <u>試液及び容量分析用標準物質は、日本工業規格の特級、容量分析用標準物質等の規格に適合するものとする。</u>																